= 基準を満たさない焼却炉は使用禁止です =

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、『廃棄物の処理及び清掃に関する 法律』が改正され、次のとおり焼却炉の構造基準が定められました。平成14年12月以降、この基 準を満たさない焼却炉は一切使用できません。

法定基準を満たさない焼却炉を使用した場合、一部の例外を除いて、違法な野外焼却(野焼き)を行ったとして、懲役5年以下又は1.000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。

一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造[施行規則第1条の7]

- 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(燃焼ガス)の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるもの。
- 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの。
 - → [例]送風機の設置
- 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるもの。
 - →「例]二重扉構造
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 - → [例]温度計の設置(燃焼温度の表示)
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
 - → [例]2次焼却バーナー(助燃バーナー)等の設置

規制の対象となる焼却設備

家庭系、事業系を問わず、全ての一般廃棄物を焼却する炉が規制されています。 なお、火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が50kg/h以上の大型焼却炉は、ここで示す小型焼却炉とは異なり、「ダイオキシン類対策特別措置法」が適用されます。

環境大臣の定める焼却の方法[H9.8.29厚生省告示第178号]

- 1 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さない。
- 2 煙突の先端から火炎又は黒煙(日本工業規格D8004に定める汚染度が25%超)を出さない。
- 3 煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させない。

☆適正に認められた焼却炉であっても、使用に際して、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善命令や各種の行政指導の対象となりますのでご注意ください。

町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。